

別表六(十五)

16欄、21欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(十五)

平二十三・六・三十以後終了事業年度分

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年 度	・	・	法人名			
措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第号	第号	第号	第号	第号
事業種目	2					
資産種類	3					
設備の名称	4					
取得年月日	5	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・
16欄 事業の用に供した年月日	6	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・
		円	円	円	円	
31欄 額の計算						

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の7第2項」
②区分番号に、「00069」
③適用額欄に、当該別表六(十五)16欄の金額(円単位)

を記載してください

(10) × $\frac{100}{100}$		
当期 取得価額の合計額 (9)の合計)	12	内
税額控除限度額 (12) × $\frac{7}{100}$	13	
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14	
法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「45の②」)	15	
当期分の特別控除額 (14) - (15)	16	
前期 差引当期税額基準額残額 (11) - (14)	17	
繰越税額控除限度超過額 (33)の計)	18	
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「46の②」)	20	
当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の7第5項」
②区分番号に、「00071」
③適用額欄に、当該別表六(十五)31欄の金額(円単位)

を記載してください

翌期繰越税額控除限度超過額の計算		
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除 限度額	当期控除可能額等
	33	34
平・・・		円
平・・・		
平・・・		
平・・・		
計		
当期分	(13)	
合計		
	設備	

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の7第3項」
②区分番号に、「00070」
③適用額欄に、当該別表六(十五)21欄の金額(円単位)

を記載してください